

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
全体	<u>店頭外国為替証拠金取引説明書</u>	<u>外国為替証拠金取引説明書</u>
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク及び財産の管理方法等重要事項について</p> <p>7.</p>	<p>弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関、<u>その他の業者等</u>との間でカバー取引を行っております。カバー取引先</p> <p>ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁 パークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/<u>英国金融サービス機構</u> 株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁 コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p><u>UBS銀行</u> (UBS AG) 銀行業/<u>スイス連邦銀行委員会</u> シティバンク、エヌ・エイ (Citibank, N. A.) 銀行業/<u>米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</u></p>	<p>弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。カバー取引先</p> <p>ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (Goldman Sachs Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁 パークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/<u>イギリス金融庁</u> 株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁 コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局</p> <p><u>UBS銀行東京支店</u> (UBS AG, Tokyo Branch) 銀行業/日本金融庁 シティバンク、エヌ・エイ (Citibank, N. A.) 銀行業/<u>イギリス金融庁</u></p>
<p>2. 口座開設について</p>	<p>口座開設のお申し込みは、原則として弊社所定の方法にて取引所為替証拠金取引口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設と共に、受付致します。お問合せ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。</p>	<p>口座開設のお申込は、弊社所定の方法にて取引所為替証拠金取引口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設と共に、受付致します。お問い合わせ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。</p>
<p>24. レバレッジ</p>	<p>※保有するポジションを決済せずとも、証拠金の追加等の方法により、レバレッジコース変更後の証拠金維持率が 100%を下回らなければ、<u>レバレッジコースの変更は可能です。</u></p> <p>尚、未約定の新規リーブオーダー注文が有る場合には、全て取消して頂いた後でないと変更する事ができません。</p>	<p>※保有するポジション（建玉）がある場合は決済するまで、また、未約定の新規注文がある場合は取消するか新規注文成立後決済するまで、<u>レバレッジコース変更の設定は受け付けられません。</u></p>

<p>42. 資産の保全について (2)</p>	<p>受益者代理人を通して、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還する事が可能となります。</p> <p>但し、信託保金は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。</p> <p>また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から 2 営業日後に当該信託保全金額を信託致します（三井住友銀行及びみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</p> <p>その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</p> <p>弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、<u>サイバーエージェント FX</u> のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行及びみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。また、三井住友銀行及びみずほ信託銀行は<u>サイバーエージェント FX</u> の運営、及び受益者代理人の運営及び管理責任を一切負いません。</p>	<p>受益者代理人を通して、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還することが可能となります。</p> <p>但し、信託保金は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。</p> <p>また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から 2 営業日後に当該信託保全金額を信託致します（三井住友銀行及びみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。</p> <p>その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。</p> <p>弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様の個人情報を受益者代理人及び信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、<u>外貨 ex</u> のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行及びみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。また、三井住友銀行及びみずほ信託銀行は<u>外貨 ex</u> の運営、及び受益者代理人の運営及び管理責任を一切負いません。</p>
------------------------------	---	--

弊社の概要について
8 沿革

年月	内容
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

年月	内容
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立